

## 業務委託共通仕様書

この仕様書は、業務の実施に係る共通事項を示すものであって、実施にあたっては、発注者・受注者誠意をもって行うものとする。

### (法令の遵守)

- 1 受注者は、業務の実施にあたっては、関係諸法令に基づき、発注者が定めた諸規定を遵守しなければならない。

### (業務の実施)

- 2 受注者は、業務の実施にあたっては、資格、技能等で適した従業員を配置するものとする。

また、誠実かつ善良なる管理者の注意義務をもって業務を行うものとする。

### (職務の実施責任)

- 3 受注者の行った業務の実施に瑕疵があり、又は善良なる管理者の注意を欠いたために不完全な実施がされた場合は、受注者は、発注者に対し直ちに完全な実施となるよう補完するものとする。ただし、受注者の責めに基づかないときは、この限りではない。

### (現場責任者の指定)

- 4 受注者は、業務の実施にあたり、受注者を代理する現場責任者を選任するものとする（委託契約書別添第5条に定める「業務責任者」は、ここでいう「現場責任者」に読み替えるものとする）。

#### (1) 現場責任者は次の任にあたるものとする。

- ア 業務の実施に関する発注者との連絡及び調整
- イ 業務仕様書に基づく細部事項の打ち合わせ
- ウ 業務に従事する受注者の従業員の管理及び指導・指揮監督

- (2) 発注者又は発注者の指定した監督員は、業務の実施に関し、仕様書に基づく注文等は、受注者の選任した現場責任者に対して行うものとし、受注者の従業員に対し直接これを行ってはならない。

### (規律の維持)

- 5 受注者は業務に従事する従業員の教育指導に万全を期すとともに風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めるものとする。

また、受注者は、受注者の定める制服を着用させるものとする。この場合、受注者の従業員であることを明確にするため、会社名及び従事者の氏名を表示した名札等をあわせて着用するものとする。

### (業務の計画及び実施報告)

- 6 受注者は、本契約に基づき、業務に関する実施計画を策定し、計画的に業務を実施し、次のとおり報告するものとする。ただし、発注者において実施上異議があるときは、発注者・受注者で協議し決定するものとする。

- (1) 受注者は、業務を実施したときは、日誌・報告書等の書面をもって、すみやかにその状況を発注者に報告するものとする。
- (2) 発注者は、受注者に対し、随時業務の実施状況の報告を求めることができる。  
(実施の確認)
- 7 受注者は、業務に係る委託料を発注者に請求するときは、発注者の指定する検査員の確認を受けるものとする。  
(異常又は事故報告)
- 8 受注者は、建物本体、付帯施設・設備等に損傷又は不良の箇所を発見したときは、その旨を直ちに適切な措置を講ずる共に発注者に書面により報告するものとする。  
(浦和競馬場での勝馬投票券購入等の禁止について)
- 9 受注者は業務中、次の事項を遵守すること。また、受注者は、受注者の従業員、派遣社員等に本事項の周知、徹底を図ること。
  - (1) 浦和競馬場において、すべての勝馬投票券の購入及び払戻しを行わないこと。
  - (2) その他、競馬に係る不正又は不正と疑われる行為を行わないこと。  
(その他)
- 10 業務の実施にあたっては、次の事項に留意するものとする。
  - (1) 火気の使用にあたっては、十分に注意するものとする。
  - (2) 事務室等の鍵が必要な場合、発注者・受注者協議の上貸与するものとする。  
貸与を受けた鍵は、慎重に取扱うものとし、業務を実施するために必要な時間と場所に限り使用するものとする。
  - (3) 電気・ガス及び水の使用にあたっては、極力節約に努めるものとする。
  - (4) 水の使用又は機械器具等の使用により、建物・器物等に損傷を与えぬよう注意するものとする。
  - (5) 衛生に留意するものとする。特に感染症対策は入念に実施すること。
  - (6) 浦和競馬場内での業務中は「さわやか浦和競馬あいさつ運動」として、相手が誰であってもあいさつを率先して行うこと。

## 特記仕様書（浦和競馬場樹木等管理業務）

この仕様書は、業務の大要を示すものであって、現場の状況に応じ、ここに記載されていない細部の事項についても誠意をもって行なうものとする。

- 1 委託業務の実施にあたり、責任者を定め、現場代理人届けを提出し、承認を受けること。
- 2 現場代理人は、業務を実施したときには作業状況を明らかにするために作業報告書を作成し、作業写真を添付のうえ監督員に提出すること。また作業開始時および終了時には、そのつど報告すること。
- 3 委託業務にその手直しが生じたときは、監督員の指示に従い、その費用は、受託者の負担とする。
- 4 委託業務実施上、臨機の措置で緊急必要と認められる場合、監督員は所要の措置を求めることが出来る。この場合は、その結果を遅滞なく監督員に報告しなければならない。
- 5 委託業務作業に係る機械類について、発注者が貸与するものは次のとおりとする。

発注者から貸与する機械類

- (1) 乗用芝刈り機 3台
- (2) 肩掛け式刈払い機 2台

これらの機械類の運転燃料費は受託者の負担とする。また、使用にあたっては機器保全のための点検を行い、性能・操作方法を熟知する等、十分注意の上、適正に取り扱うこと。

- 6 作業内容については別紙1、2及び別図のとおりとし、細部については、監督員の指示による。
- 7 作業日程について予定表を作成し監督員に提出すること。
- 8 薬剤散布・雑草管理を実施するにあたっては、環境省作成の「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」を参考とすること。
- 9 委託業務による各種発生材は、場外搬出処分とし、適法に処分すること。
- 10 この他、この仕様書に定めがないものについては両者協議のうえ定めることとする。
- 11 委託業務の中止  
令和6年度の歳入歳出予算案が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該事業にかかる減額等があったときは、本業務委託を停止、中止又は取り消すことがある。  
なお、この場合において、すでに要した費用を発注者に請求することができない。

## 浦和競馬場樹木等管理業務作業内容

浦和競馬場の景観を美しく保つため、下記の作業を実施して場内樹木、公園内草地等の管理を万全に行うものとする。

また、作業にあたっては近隣住民や公園利用者へ事前周知を行う等、適切な措置を講じるとともに、十分に安全管理を徹底すること。

## 1 樹木等管理

公園及び競馬場敷地内の樹木についての管理を次のとおり行う。

- ①向正面（公園外サクラ並木通路）②藤右衛門川東側（向正面側）  
④藤右衛門川西側⑤スタンドエリア及び⑥装鞍所エリア

- (1) 樹木（高木、低木）の刈り込みを年1回行う。実施時期は樹種に応じて行う。
- (2) 生垣、玉物、寄植の刈り込みを年1回行う。実施標準月は7月とする。
- (3) 防虫防除のため保全巡回を年5回行い、必要に応じて薬剤散布等の措置をとること。実施は4月から11月の内とする。
- (4) 低木、玉物、寄植のトビ刈りを年6回行う。実施は4月から11月の内とする。
- (5) ロウバイの剪定・周辺管理、クルメツツジ・ヘデラ・カナリエンシス周辺管理を行う。
- (6) 発生材については場外搬出とし、適法に処分すること。

## 2 植込地・草地管理

公園及び競馬場敷地内の植込地や草地の刈り込み、除草等の維持管理を次のとおり行う。

- ①向正面（公園外サクラ並木通路）②藤右衛門川東側（向正面側）③遊水池エリア  
④藤右衛門川西側⑤スタンドエリア⑥装鞍所エリア及び⑦その他エリア（第5駐車場、第3コーナー審判塔周辺）

- (1) 草地、植込地の刈り込みを年9回行う  
ただし、①向正面③遊水池は年6回、⑤スタンドエリア内馬頭観音周辺は年12回とする。  
実施は4月～11月及び3月の内とする。（馬頭観音周辺草地エリアは除く）  
浦和競馬本場開催前までに刈り込み等を仕上げること。  
また、馬頭観音周辺の草地、植込地の刈り込みや除草は12月から2月であっても監督員の指示があれば開催前までに行うこと。
- (2) 植込地の人力除草、ツル取りを行うこと。

## 作業内訳書

	名称	内容	数量	単位	備考
①	向正面（公園外）	高木剪定・支障枝撤去	4本	1回	サクラの剪定
	〃	保全巡回	適宜	5回	①②共通
	〃	薬剤散布	一式	2回	①②共通
	〃	草刈り・除草作業	300㎡	6回	サクラ根元周辺
②	藤右衛門川東側（向正面側）	ロウバイ剪定・管理	34本	適宜	
	〃	クルメツツジ管理	1013株	適宜	337.5㎡
	〃	ヘデラ・カリエンシス管理	675株	適宜	337.5㎡
	〃	生垣刈込	8m	1回	
	〃	玉物、寄植え刈込	63㎡	1回	
	〃	草刈り・除草作業	15,750㎡	9回	機械支給
	〃	保全巡回	適宜	5回	①②共通
	〃	薬剤散布	一式	2回	①②共通
③	遊水池エリア	草刈り・除草作業	一式	6回	14,000㎡内草地部分
④	藤右衛門川西側（スタンド側）	高木剪定・支障枝撤去	52本	1回	フジ・サクラ・ハナミズキ等
	〃	生垣刈込	395m	1回	
	〃	玉物・寄植え刈込	3,380㎡	1回	
	〃	保全巡回	適宜	5回	
	〃	低木トビ刈込	適宜	6回	
	〃	薬剤散布	一式	2回	公園内桜・サンゴジュ
	〃	草刈り・除草作業	29,750㎡	9回	機械支給
⑤	スタンドエリア	高木剪定・支障枝撤去	57本	1回	
	〃	生垣刈込	52m	1回	
	〃	玉物・寄植え刈込	200㎡	1回	
	〃	保全巡回	適宜	5回	⑤⑥共通
	〃	薬剤散布	一式	2回	開催本部棟裏芝生広場
	〃	草刈り・除草作業	800㎡	9回	開催本部棟裏芝生広場
	〃	草刈り・除草作業	20㎡	12回	馬頭観音周辺草地エリア
⑥	装鞍所エリア	草刈り・除草作業	300㎡	9回	装鞍所・新待機馬房脇
	〃	保全巡回	適宜	5回	⑤⑥共通
⑦	その他	草刈り・除草作業	625㎡	9回	3コーナー・審判塔周辺
	〃	草刈り・除草作業	707㎡	9回	第5駐車場